

平成27年第3回笠松町議会定例会会議録（第5号）

平成27年9月18日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	9番	船 橋 義 明
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
監 査 委 員	小 林 正 明
総務部長兼技監	奥 村 智 彦
企画環境経済部長	村 井 隆 文
住民福祉部長	岩 越 誠
建設水道部長	那 波 哲 也

教育文化部長兼教育 文化部長兼教育文化課長	田 中 幸 治
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	浅 野 薫 夫
総 務 課 長	足 立 篤 隆
住 民 課 長	加 藤 順 子
福 祉 健 康 課 長	服 部 敦 美
水 道 課 長	田 島 茂 樹
郡教委学校教育課長	森 透

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	田 島 直 樹
書 記	朝 日 純 子
主 任	大 堀 正 貴

1. 議事日程（第5号）

平成27年9月18日（金曜日） 午前10時開議

- | | | |
|------|--------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 第70号議案 | 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第2 | 第71号議案 | 平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第3 | 第72号議案 | 平成26年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第4 | 第73号議案 | 平成26年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第5 | 第74号議案 | 平成26年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について |

○議長（船橋義明君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第70号議案から日程第5 第74号議案までについて

○議長（船橋義明君） 日程第1、第70号議案から日程第5、第74号議案までの5議案を一括して議題といたします。

第70号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 説明資料の27、28ページ、国保税の未収入額2億2,984万3,751円ですが、前年度に比べてプラス1.4%ということですが、件数など内容をお尋ねします。と同時に、26年度の中でどのような徴収業務であったのか、その内容もお願いいたします。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 未収入金額全体2億2,032万9,492円に関します件数につきましてはちょっと今持っておりませんので、人数的に申し上げますと、111人の納付義務者ということになりますが、その中では、生活困窮とかいろいろな事情の方がみえるかと思いますが、それぞれ収納管理で対応する分と、国民健康保険の担当の窓口で対応する分ということで、例年同様、年度当初の前後において納付相談をかけまして、納付の指導をさせていただいておるといのが現状であります。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 納付相談の結果として、資格証明書の発行と短期保険証6カ月と3カ月があるのではないかと思います、その発行は、この年度はどのような状況だったでしょうか。

次の説明資料の29、30ページで、保険税のところ、医療分として7万6,884円、後期支援分として2万1,524円、介護分で3万841円、合わせて12万9,249円、これが平均の納められる方の額ですが、これがなかなか納められなくて、結果としてここに出てきた数字だと思えますが、これは言ってみれば、ずうっと積み越してきてというか、5年で相殺されていくということなのか、国保にいらっしゃる限りはずうっと本人としては滞納分を背負っていかれることに

なるのか、そのあたりはどのようなのでしょうか。

それから、この111人は世帯数ではわかりませんか。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

多少前後しますが、納付義務者は世帯主課税ですので世帯数です。

あと、資格証明書の発行状況というんですか、経緯といいますか、26年4月1日現在では117世帯の173人に資格証明書のほうを発行いたしておりますが、その後の納付の担当での対応で、3月末、年度末には65世帯の95人というふうで減少しております。

基本的には5年の時効というのがございますが、督促とか納付の催告によって、時効の中断という手段をとっております。議員御指摘のずっと負担をしていかなければならないのかというお話につきましては、当然、負担の公平性という観点から、適正賦課された金額として把握しておりますので、本来は当然お支払いいただくべきものと考えておりますが、何らかの事情で催告できなかつたりとか督促できなかった場合、その他の理由などで時効、あるいは時効前に執行停止というようなこともございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 資格証明書の数が今の117世帯で、この年度末には65世帯になったということですが、そのほかに短期保険証の3カ月、6カ月ということで追っていかれる部分もあると思えます。

それから、帳簿上、不納欠損というのは5年間でなって、その未収入額というのはその中で出てきている額だと思いますが、でも徴収のほうのお仕事としては、個人、その被保険者に対しては時効とかそういうのがないわけだから、ずっと徴収業務はやっていくと、そういうふうを考えていいですか。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） まず、短期保険証もあるじゃないかという御質問ですけど、おっしゃるとおりで、短期保険証の実績につきましては、年度当初4月1日で143世帯、326人の方に一応お出ししておりましたが、年度末には131世帯の313人という形になっております。6カ月、3カ月の区分までの人数は今手持ちでありませので、申しわけありません。

あと、議員が御質問の収納管理としてはずっと継続するののかという意味合いがよく理解できないんですけれども、先ほど申し上げましたように、一旦賦課した方に対して徴収権がある以上はずっと継続して収納管理をしていくということになりますし、その過程で地方税法やら国税徴収法に準じた形のしかるべき手順で必要な手続をとって、時効消滅とかいうことについて、収納が完了と言えるのか、広い意味で完了していくことはございます。ちょっと答弁に

なっておるのかどうかはわかりませんが、そういう形で事務処理しております。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第70号議案は、原案のとおり認定することに決まりました。

第71号議案 平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第71号議案は、原案のとおり認定することに決しました。

第72号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第72号議案は、原案のとおり認定することに決しました。

第73号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第73号議案は、原案のとおり認定することに決しました。

第74号議案 平成26年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第74号議案は、原案のとおり認定することに決しました。

閉会の宣告

○議長（船橋義明君） これをもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成27年第3回笠松町議会定例会を閉会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて平成27年第3回笠松町議会定例会を閉会いたしま

す。

閉会 午前10時19分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成27年9月18日

議 長 船 橋 義 明

議 員 安 田 敏 雄

議 員 尾 関 俊 治